

第11期滋賀県人権施策推進審議会第4回会議 概要

日時：令和4年11月14日（月）10:00～11:55

場所：滋賀県危機管理センター 1階大会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

植村小夜子、大河原佳子、木村登代美、久保田昇志、坂元茂樹、白石恵理子、
末松史彦、杉山佐枝子、田村和宏、本田智見、明瀬葵衣

2 議題

令和3年度人権に関する県民意識調査の結果の分析について（同和問題）

- （1）同和問題（部落差別）に関する現状と課題および滋賀県の取組状況等について
- （2）県民意識調査における同和問題関連質問の結果について
- （3）県民意識調査の分析結果を踏まえた同和問題に関する今後の施策の方向性について

3 議事

◎開会

◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中11名出席

（うち2名（大河原委員、杉山委員）は Web 会議アプリケーション「Zoom」利用による
オンライン出席）

◎資料の確認

議題 令和3年度人権に関する県民意識調査の結果の分析について（同和問題）

- （1）同和問題（部落差別）に関する現状と課題および滋賀県の取組状況等について
- （2）県民意識調査における同和問題関連質問の結果について

<資料1～4に基づき、事務局より説明>

会長

それでは、ただ今の事務局からの説明について、皆様からご質問、ご意見があればお願いしたい。

委員

資料2の6ページの「インターネット上での差別書き込み等への対応」について、子どもの宿題で人権に関する作文を書くというものがあり、数あるテーマの中から子どもが同和問題を選んだため、一緒にインターネットで調べたことがあった。その際、ユーチューブで検索したら、差別的な動画が投稿されているのを見かけた。動画の内容としては、他人の家の周囲を勝手に撮影したものであったり、それを解説しているようなものであったので、こうした動画が悪質な動画なのだろうなと思って事務局からの説明を聞いていたが、令和3年度に県が行った削除要請依頼8件のうち、実際に削除されたのは0件ということについて、削除されなかったのには何か理由があるのか。

また、これに対して滋賀県人権センターが削除要請依頼を行った76件については、そのうち66件が削除されたということであるが、この違いは何なのかを教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

残念ながらインターネット上には部落差別やその他の差別に関する動画等が多く見受けられる状況である。県から国に削除要請依頼を行っているものに関して、ここで「特に悪質性が高いと判断されるもの」と記載しているものは、おそらく委員がご覧になった動画と同じものであり、滋賀県内に限らず、被差別部落の中を歩いて動画を撮影し、説明を加えているというものである。これらの動画については、法務省が動画の投稿者に直接接触しているとも伺っているが、投稿者には自分なりの主義主張があり、削除要請をしても応じることがなく、そうした場合、残念ながら現行の法制度では強制的に動画を削除することはできない。

そのため、一人ひとりの情報リテラシーが重要になり、周囲の人がこのような動画を見せないようにしたり、そうした動画が誤ったものであるという認識を教育や啓発で広めていくことにより、差別の助長や拡散につながらないようにするしかないのが現状である。

こうした状況は法務省も問題視しており、有識者による会議で対応が検討されているところであるが、表現の自由との兼ね合いもあり、一朝一夕にはいかないと伺っている。ただ、個々の動画サイトや掲示板に関しては、運営者であるプロバイダの責任の下、問題のある動画等の削除の取組が進んでいるところである。

もう一点の滋賀県人権センターの削除要請依頼に関しては、差別書き込み等のモニタリングをする中で発見した書き込み等のうち、実際に削除に応じてもらえると考えられる管理者が運営する掲示板を選んで依頼を行っているため、高い確率で削除されている状況で

ある。

会長

他のご質問等はいかがか。

委員

啓発イベントとして開催されている「じんけんミニフェスタ」について、以前は大規模なフェスタとして開催されており、ここ2年ほどは新型コロナの影響でミニフェスタとして開催されていると思うが、集客状況や参加者層に変化があったかどうかを伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

以前に開催していた「じんけんフェスタ」については、県内の各地域で毎年場所を変えて開催する集客型のイベントであり、県民の方に広く参加いただいていたが、どちらかと言えば行政関係者や企業関係者、また人権擁護委員や人権擁護推進員など、ご高齢の方の参加が多かった。

こうした状況の中、新型コロナの流行によって集客型イベントの開催が困難となったこともあり、昨年度からは人が集まっている場所に出向き、人権に関心がない人にも人権について知っていただく「じんけんミニフェスタ」を実施しているが、その結果としては、若者から高齢者、また家族連れなど、年齢層を問わず多くの方に参加いただいている状況である。

会長

他にご質問等があればお願いしたいが、私からも一つ伺いたい。

資料2の5ページの滋賀県人権センターの2021年度の人権相談対応件数について、同和問題に関する質問は41件あったということであるが、資料4の7ページでは、「滋賀県では、『交際相手や結婚相手』が被差別部落の出身であるかどうか『気になる』と答えた人の割合が全国よりも18.2%高い」となっている。これを踏まえ、相談の内容として、交際や結婚に関するものが実際に多いのかどうかを伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

資料には滋賀県人権センターから報告があった件数を記載しているが、相談内容については、大変申し訳ないが守秘義務の関係もあり、詳細を把握できていない。ただ、日頃から人権センターの担当者と意見交換している中では、生活上の問題や就労に関する相談が多く、交際や結婚に関する相談はあまりないと伺っている。

会長

ありがとうございました。

他にもご質問等があれば、お願いしたい。

委員

2点お伺いしたいことがあるので、順番にお話しさせていただく。

まず、資料4の5ページの「部落差別がいまだにある」と考える原因について、国の調査結果より滋賀県の方が「教育や啓発をやりすぎたから」や『『同和は怖い』という意識がまだ残っているから」と答えた人の割合が高いということであるが、友人などの話を聞いていると、滋賀県出身の人の方が同和問題について「そこまで言わなくてもよいのではないか」という人が多い気がしている。先程「じんけんミニフェスタ」での啓発の話もあったが、学校やイベントでどのように同和問題を周知しているのかが、分析結果からは見えてこない。若い世代では、同和問題のことを知らない人は本当に何も知らず、何が問題なのかが全く分からないということを聞いたことがあるので、啓発等でどのような説明をしているのかを伺いたい。

また、自分は他県の出身であるが、中学校の社会の授業で、ある交際中の男女の話として、女性の方が「ある地域」の出身であることを隠しており、デートから帰る時も別の地域に帰るふりをして遠回りをして帰っていたということを先生から聞いた。しかし、その先生はこの話が同和問題と関係があるものであるとは全く言わず、このエピソードを突然話ただけであった。その後、大学の教職課程で同和問題を学ぶ機会があり、「そういうことだったのか」と後で分かったが、こうした経験も踏まえて、学校等で同和問題のことをきちんと伝えられているのかを知りたい。

もう一点伺いたいのは、差別をしている人は同和地区出身の人が他の地域の人と何が違うと思っているのかということである。ユーチューブに差別的な動画を投稿している人は、こうした点についてどのような認識を持っているのか、またどのような理由で差別的な動画を投稿しているのかを伺いたい。

事務局（人権教育課）

学校教育における同和問題の伝え方については、まず「正しく知る」ことから「正しく行動する」子どもを育てていくということが大事であると考えている。資料2の1ページにもあるとおり、子どもの発達段階に合わせてということにはなるが、小学校では社会科の中で、歴史的に部落差別の状況を学ぶことを中心としている学校が多い。ただし、地域や学校の状況に合わせて、今もある差別として地域学習に発展させている学校もある。

中学校や高校では、教科学習に加えて総合的な学習などでも、例えば実際に差別を受けた当事者の方からお話を聞くといった学習もあり、大切な学びであると考えている。そこでの狙いは差別の現実から学び、自身の生き方につなげていくことであるが、結果的に「悲

惨だ」といったマイナスイメージだけが残ってしまっていたのかもしれない。各教育委員会や学校に情報を発信する際、マイナスイメージからの脱却につながるよう、現在の社会を支えているものの多くに被差別の文化から生まれたものがあることや、差別に抗う生き方から学ぶといった学習も進めていけるよう努めていきたい。

委員

そうしたマイナスイメージがどのような言葉で植え付けられてしまったのかということが気になるので、可能であれば具体的な内容を教えていただきたい。

事務局（人権教育課）

例えば、実際に差別を受けた方からお話を聞き、その後に感想を話し合う際、これからの自分の生き方にどうつなげていくかということまで発展させることが重要であるが、話の印象だけが残ってしまい、結果的にマイナスイメージが印象づけられるといったこともあったのかもしれないと考えている。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご質問とも絡めて、2点目のご質問にお答えさせていただく。

まず、差別をする理由を考えた場合、推測の域を出ないが、同和問題に関する認識や理解にはいくつかの段階があり、しっかり理解している人は差別をしないと考えられる。

しかし、その一方で、過去の一部の不祥事や、特別対策で一部の人が優遇されていたといった間違ったイメージばかりが先行し、今でもネット上でそうした内容を書き込む人がいるのだが、そうした人は正しい理解ができていないということであると思われる。

本日ご用意した人権啓発冊子「こころやわらかく」の13ページには「差別を残しているのは、一人ひとりの意識です」と書かれているが、理由があって行われるのは「区別」であり、差別ではない。差別は理由なく行われる不条理なものであるため、まずはその意識を改めていただくということで、こうした冊子や子ども向けのテレビ番組、またより分かりやすく漫画で発信するといったことを行っている。さらに、9月の同和問題啓発強調月間では、メモ帳やポスター等、同和問題について考えていただくための入り口となる資料を提供している。

その上で、差別をする人はどのような意識を持っているのかということについては、一部の不適切な状況を見ただけで「全てがそうである」という思い込みがある人や、「隠すことで問題は大きくなるので、逆に全てを明らかにすることで問題はなくなる」といった考えを持ってする人がいるのではないかと考えられる。そのような理解を正してもらうためにも、教育や啓発が大事ではないかと考えながら、日々取り組んでいるところである。

会長

ありがとうございました。

こうした問題は私もよく講演等で質問を受けることがあり、学生からは「なぜ差別はいけないのか」と率直に聞かれることがある。その場合の私の答えは非常にシンプルであり、子どもは生まれる際、同和地区の子どもとして生まれるのか、それとも他の地域の子どものとして生まれてくるのか、自分で選んで生まれてくる訳ではない。また、ヘイトスピーチの対象となる在日の方の場合も同様であり、在日朝鮮人の子どもとして生まれてくるのか、それとも日本人の子どもとして生まれてくるのかを選んで生まれてくる訳ではない。

人は自ら責任を有しない属性を理由として差別されてはならず、このことは最高裁の判決でも触れられている。民法では非常に長い間、非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1であるとされていたが、これは法の下での平等を定めた憲法14条に反するという最高裁の判決が出された。その際、最高裁が指摘したのは、子どもは嫡出子として生まれてくるのか、それとも非嫡出子として生まれてくるのかを自分で選んだ訳ではないだろうということであった。

ごく単純ではあるが、自分が中学生や高校生に教える際はこのような話をしており、先日高校生から「外国人に対する差別はなぜしてはいけないのか」と聞かれた際、「外国人という概念は相対的なものであり、あなたがアメリカに行った場合はあなたが外国人になる。その時、外国人であるというだけの理由で差別がされてもよいとあなたは考えますか」と聞くと、「それは困ります」という答えが返ってきた。このように、相手の立場に立って物事を考えていくということが必要であるし、やはり差別の問題に関しては、「差別をしてはいけない」という意識を持つことが大切である。「差別してよい自由」などというものはこの世に存在しないし、差別に反対する意識をしっかりと形成していくことが必要ではないかと考えている。

他にご質問等はあるか。

委員

今回報告いただいたのは単年度の調査の分析結果であるが、過去の調査と同様の質問項目があるのであれば、経年的な変化の有無や、変化があった場合にどのような取組が影響したのかといったことが分かれば、今後の施策の方向性を考える際の材料になると思われるので、何か分かっていることがあれば教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

経年変化として特に気にしていたものとしては、近年の調査では「人権が尊重される社会」の実現に向けて自ら積極的に行動するという人が減少する傾向があったことである。

このため、人権問題が他人事ではなく自分事として伝わるような啓発を意識して実施してきたところであるが、今回の調査ではこの減少傾向が下げ止まったため、今後はさらに

自ら人権が尊重される社会に向けて積極的に行動できる人がより増えるよう取り組んでまいりたいと考えている。

なお、経年変化ではないが、今回の調査で部落差別解消推進法の認知度が高かったことに関しては、関係者が連携・協力しながら広く発信した結果であり、今後も様々な媒体を活用し、あらゆる年齢層に届く啓発を実施していく必要があるとも考えている。

会長

他にご質問等はあるか。

委員

資料3の5ページの地域別および職業別グラフでは「大津地域および南部地域」と記載されているのに対して、18ページ以降のグラフでは「大津地域および湖南地域」となっているが、「湖南地域」には甲賀市や湖南市が含まれているのか。

事務局（人権施策推進課）

大変申し訳ないが、18ページ以降の「湖南地域」の表示は誤りであり、「南部地域」が正しいため、お詫びして訂正させていただく。

会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

議題（3）県民意識調査の分析結果を踏まえた同和問題に関する今後の施策の方向性について

<資料5に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて、何かご意見等があればお願いしたい。

委員

今後の取組に関して、若い世代が影響を受けるのは一番身近な人であり、自分が信頼している人や自分が好きな人の行動の影響を受ける人が多いと思われる。学校であればスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのことが好きな子どもがいると思うが、そうしたスクールソーシャルワーカーなどに対して、同和問題のことを教育的な視点から伝えることができているのかということや、できていない場合にそうした取組を行っては

どうかということをご提案させていただきたい。

事務局（人権教育課）

子どもたちにとっての最大の教育者は教員であると考えているため、教職員に対しては、同和問題を含めた人権研修を確実に行っていただくよう、県人権教育課として各学校や教育委員会をお願いしている。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについては所管が異なるため、直接的な研修等は実施していない。スクールソーシャルワーカーは福祉と子どもを繋いでくださる方々で、人権教育に関する講師をお願いすることもあるため、人権に対しては既に鋭い感覚をお持ちの方が多くはないかと考えている。

委員

ありがとうございました。

もう一点、「こころやわらかく」の冊子の四コマ漫画がとても分かりやすかったので、SNSやテレビCMで発信する際、こうしたストーリー仕立てで発信するとよいのではないかと感じた。このように短くてキャッチーな方が、掴みとしてはよいと思う。

事務局（人権施策推進課）

おっしゃるとおり、短くキャッチーな方がよいということで、ネット上のバナー広告から四コマ漫画やYouTubeの動画にアクセスできるようにしたり、Instagram等の活用も検討している。ご意見をいただいた点に関して、さらに努力して取り組んでまいりたい。

会長

他にはいかがか。

委員

30歳代から40歳代になると自ら問題の解決に努めることに消極的になる傾向があるということについては、同和問題に限らないのではないかとということが、調査報告書から感じたところである。こうした傾向に関して、その理由や背景として何か掴んでいるものがあれば教えていただきたい。

また、若い世代には教育の影響が大きいと考えられるが、人権に対する意識には本人の幸福度のようなものが関係しているのではないかと。本人がしんどい状況であると、周りに対する意識も厳しいものになってしまうと思われるので、そうした部分についても何らかの対応を考える必要があるのではないかと。

そのように考えると、差別はいけないことだと教えるのはもちろんのことではあるが、差別的な考えを持つ子どもには、何かその子自身が持つしんどさのようなものが影響して

いるとも思われるので、そうした点も丁寧に見ていく必要があるのではないかと感じた。

事務局（人権施策推進課）

今ご指摘いただいた点については、単純に調査結果の数字を見るだけではなく、周囲の環境や社会的な状況の影響を見て対処していく必要があるのではないかとということであると承った。

幸福度というお話もあったが、30歳代から40歳代になると消極的な傾向が見えてくるということについては、やはり年齢による社会的な関わり方の違いも影響していると思われるので、皆様からもご助言をいただけると幸いである。

事務局（人権教育課）

人権教育課としても、差別をする、しないということ以前に、子どもたち一人ひとりの自尊心、自分自身をかけがえのない存在だと感じる感覚を育てることが第一であり、自分を大切にできてはじめて周囲の人を大切にできるものと考えて取り組んでいるところである。

会長

ありがとうございました。

今、事務局から説明があったとおり、家に帰っても親がおらず放っておかれていて、自尊心が持てない子どもがおり、そうした子どもにどのように接していくのかということが非常に大きな問題となっている。私自身は法学者として、「～してはいけない」といった禁止的なものの言い方をしがちであるが、問題に対処する場合には「～しよう」というように、積極的な呼びかけをした方がよいのではないかと考えている。

また、20歳代までと30歳代以上の違いに関して、20歳代までは同和問題を抽象的に捉えているのに対し、30歳代になると結婚や家の購入など、具体的な問題として捉えることになる。その際、今まではあまり意識していなかった自分の中の差別意識が表出してしまい、それが消極的な意識を持つ人が増える傾向につながってしまうのではないかと個人的には感じている。

他のご意見等はいかがか。

委員

同和問題には差別する側とされる側という関係性があるが、差別される側の話として、各地域の隣保館では自主活動を実施されていると思う。その中では、子どもたちが差別されてもそれを跳ね返そうという気持ちを育てられるよう取り組んでいると聞いているが、そうした指導をしてくれる大学生のような人が中々いないということも聞いているので、対策が必要ではないかと思った。

会長

他にはいかがか。

委員

資料5の3ページの「2. 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援」について、県としてこうした取組を行うということであるが、この中の「連帯意識と自立意識の高揚を図り」という部分に関して、誰に連帯意識を持ってもらい、自立してもらうのか。先程隣保館での自主活動のお話があり、自立意識の高揚は隣保館等での学習にも含まれると思われるが、連帯意識の高揚という言葉の捉え方が少し気になったので、表現を変えた方がよいのではないかと感じた。

もう一点、資料1の「2 同和問題（部落差別）の現状の課題」の「②教育の向上、就労の安定」の中に「高等学校への進学者は著しく増加したが～中途退学や長期欠席、不登校などの課題がある」と書かれているが、この問題は同和地区の子どもだけでなく、全国のどの地域でもあることではないかと思われるので、何らかの比較を行った結果、やはりこうした課題があるということであったのかを伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご意見については、文章の主語としては地域総合センターということになり、地域総合センターが地域の人に対して連帯意識と自立意識の高揚を図るということになると思われる。この記述は現行の人権施策推進計画から引用したものであるが、連帯意識という言葉は人によって捉え方が異なるとも考えられるし、時代の変化と共に分かりにくくなっている部分もあると思われるので、今後計画の改定にあたっては、こうした表現の修正についても検討してまいりたい。

事務局（人権教育課）

同和地区の生徒の進路状況については、県教育委員会として調査等を行っているものではなく、滋賀県人権センターで進路状況等の実態調査が行われており、その結果に基づいて分析が行われているものと承知している。ただ、調査結果は取扱注意の情報であり、大変申し訳ないがこの場で詳細をご説明することは難しい状況である。

委員

ありがとうございました。

会長

他にはいかがか。

委員

私は地元の自治体の人権に関する活動に関わっており、各小学校の児童が書いた人権に関する標語の審査員の一人にもなっている。その審査を行う過程で、どの小学校から何人が標語を提出したのかという情報を見る機会があったが、昨年はいくつかの小学校から提出が1件もなく、非常に驚いた。夏休みの宿題の一つであり、各家庭で「どういう標語を書こうか」という話をしているものと思われるが、それを誰も書かない小学校があるというのが単なる偶然なのかが分からず、審査の場ではその理由を確認できなかったのも、どうしてなのかということを一人でずっと考えていた。

先程の委員のお話にもあったとおり、差別を跳ね返す力を育てることが必要であると思うが、滋賀県として、どの学校でもそうした力を育てていける教育を行っていただけるようお願いしたい。

事務局（人権教育課）

当該自治体の人権標語の状況については、私どもでは詳細を把握していないため、標語の提出が1件もなかった理由は分からない。ただ、委員のおっしゃるとおり、差別をなくしていくための教育には地域差があってはならないので、今一度、人権教育の推進について県内全域に向けて発信してまいりたい。

また、地域総合センターに関しても、県内の全てのセンターの教育担当者が集まり、子どもたちが差別を跳ね返す力を身に付けるためにどのような取組をしているかについて情報交換できる機会を設定している。県からも補助しながら、自主活動を続けていけるように関わってまいりたい。

会長

ありがとうございました。

まだまだご意見等があるかと思うが、そろそろ時間となったため、意見交換はここまでとしたい。事務局においては、本日いただいたご意見等を参考として、今後の県の施策の方向性を検討いただけるようお願いする。

それでは、本日の議事はこれで終了とし、事務局に進行を引き継がせていただく。

(以上)